

針葉樹会会則

第1章 総則

第1条(名称) 本会は針葉樹会と称する。

第2条(会員) 本会は一橋大学(東京商科大学)一橋山岳部OBをもって構成する。

第3条(名誉会員および特別会員)

本会は、本会に対して特に功労のあった者を、総会の承認を得て名誉会員又は特別会員に推挙する。

第4条(目的) 本会は会員相互の親睦を図り、かつ一橋大学一橋山岳部の諮問機関となる。

第5条(関連団体)

本会は一橋大学一橋山岳部と合同して一橋山岳会を構成する。

第2章 役員および機関

第6条(役員)

- 1.本会には会長、副会長及び2名の監事を置く。
- 2.会長、副会長、監事は総会で選出する。
- 3.会長、副会長、監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条(機関の種類) 本会には次の機関を置く。

- 1.総会
- 2.幹事会

第8条(総会)

- 1.総会は本会の最高意思決定機関で、全会員(名誉会員及び特別会員を含まず)をもって構成する。
- 2.総会は年1回(会計年度終了後2ヶ月以内)会長が招集する。
- 3.総会の議事は、議事運営細則による。
- 4.臨時総会は次の場合に開くことができる。
 - イ)会長が必要と認めた時
 - ロ)幹事会が必要と認め、会長がこれを承認した時
 - ハ)会員が希望し、会長がこれを承認した時

第9条(相談役)

- 1.本会に、会員の中から3名以下の相談役を置くことができる。
- 2.相談役の任務は次の事項とする。
 - イ)会長の相談に応じること
 - ロ)幹事会から諮問された事項について参考意見を述べること

第10条(幹事会)

- 1.幹事会は本会の執行機関で、会長、副会長及び若干名の幹事をもって構成する。会長は幹事会を代表する
- 2.幹事会には監事も参加することができる。
- 3.幹事の任期は2年とし再任は妨げない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、会長の承認に

より年度途中で交替することができる。

4. 幹事会は第 4 条の目的遂行のため登山等に関する活動を推進し、総会の決定にもとづき企画、総務、会報発行、学生指導、会計、その他の業務に従事する。
5. 幹事会は本会の執行に関し、必要に応じて特別委員を設け、これに業務の一部を委任することができる。
6. 幹事会は、決定した業務の内容および結果を総会に報告する。

第 3 章 会計

第 11 条

- 1.(会計年度) 本会の会計年度は毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。
- 2.(経費) 本会の経費は会費及び寄付金によって支弁する。
- 3.(会費) 本会の会費は会計細則による。
- 4.(予算及び会計報告)

本会の予算は総会に諮り決定する。会計報告は監事により監査を受け、総会の承認を得るものとする。

第 12 条(特別会計、基金)

- 1.前条の一般会計とは別に特別会計または基金を設けて処理することが出来る。
- 2.特別会計等に関しては別途細則を定めて運営する。
- 3.特別会計等に関する会計報告は前条に準じて総会の承認を得るものとする。

第 4 章 会則の改正

第 13 条 本会の会則は総会の決定により改正することが出来る。

細則

(選出の細則)

- 1.会長、副会長、監事は幹事会の推薦したる候補者につき総会の決定にもとづいて選任する。
- 2.相談役は、幹事会の推薦にもとづき、会長が委嘱する。
- 3.幹事は前幹事会の推薦したる候補者につき総会の決定にもとづいて選任する。

(議事運営細則)

- 1.総会は全会員の 3 分の 1 以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。
- 2.総会の議事は、重要案件については出席者の 4 分の 3 以上の賛成をもって決定する。その他の案件に関しては 3 分の 2 以上の賛成を持って決定する。
- 3.「重要案件」とは、規約の改正、組織の変更、会長・副会長・監事の異動、非経常的な支出を要する事項、その他会長が重要と認めた事項を言う。
- 4.総会の議事運営及び議事録作成は幹事会が行う。

(会計細則)

- 1.会費は「普通会費」と「賛助会費」とからなるものとする。「普通会費」は年額 5,000 円とする。「賛助会費」は 1 口 1,000 円とし、口数は任意とする。
- 2.会員は会費を支払うものとする。ただし、卒業後 60 年以上を経過した者については、「普通会費」は免除する
- 3.会計は証拠書類にもとづき会計処理を行うものとし、証拠書類のない場合は会長の承認を得なければならない

(行事一般細則)

- 1.幹事会の企画にもとづき、山行及びスキーを行う。
- 2.随時懇親会を行う。
- 3.その他会員の親睦を計る諸行事を行う。

(資格細則)

- 1.入会に際しては、幹事会の承認を得るものとする。
- 2.3 年間会費滞納者は会員たる資格を喪失するものとする。ただし、会費納入再開により資格を復活できる。

注)名簿から抹消しないが、※を付し、会報や会合案内の送付は中止する。

- 3.会員が本会の会員として認めがたい行為をした時は、幹事会の決定により、これを除名することが出来る。

(2018 年 7 月 7 日改訂)

(別紙) 針葉樹会会則改廃の経緯

年月日	改廃の条項・箇所	改廃内容
2018.7.7	会計細則	1 項の「付則:経過措置」を削除する 現行 2 項を 3 項とする 2 項に上記を付加する(卒業後 60 年以上経過した者に「普通会費」を免除する、という内容)
2012.6.21	第 8 条 2 項 第 9 条 第 10 条 4 項	総会の開催時期を変更 評議員会を廃止し、相談役を新たに設ける その他の業務に保険担当幹事の新設(文章表現はそのまま)
2011.6.23	第 9 条 第 10 条 会費細則	評議員会の役割を重要案件にしぼり、会長の裁断を広げる 幹事会の校正、幹事の任期(1 年から 2 年へ)、総会への報告 下表のとおり
2010.6.22	会費細則	下表のとおり
2002.6.25	会費細則	下表のとおり

(別紙) 会費細則の改廃

(単位:円/年)

卒業後年数	~2002.6.25まで	2002.6.25~	2010.6.22~	2011.6.23~
~10年	4,000	4,000	4,000	一律 年会費 5,000円 賛助会費 1口 1,000円で口数は任意
11年~20年	5,000	5,000	5,000	
21年~40年	6,000	6,000	6,000	
41年~	4,000		卒業41年~	
41年~50年	4,000			
51年~	免除		4,000	
41年~55年		4,000		
56年~		免除		